

<月1回>

<月1回>

知っておきたい



食事情

夫婦で脱サラし、9年前に梨とブドウの老舗観光農園を引き継ぎました。農業者となって初めて、農業がいかに環境や人体に負荷を与えているかを知ることになり、うんうんと葛藤の日々です。

たとえば、春から夏にかけて毎週のように殺菌剤や殺虫剤を噴霧すること、春にブドウの棚に張る雨除けの大量のビニールを梅雨明けには廃棄することです。

苗木の仕立て、剪定、実のならせ方などの栽培技術のどれもが、農業や化学肥料使用ありきで生産性向上と抱き合わせで確立されてきたこと、化学肥料の使用による土壌流出問題が地球規模で表面化していることなど、農業がもたらす問題の実態を知れば知るほど、焦燥感に駆られます。

生産性向上のため、また消費者のニーズに応えるための農業技術の研究や開発が、“不自然”な方向に進んできたのは、食料生産の効率化・現代化の流れの中で必然であったのかもしれませんが、ただその結果、人体や生態系、土壌環境に悪

影響を与えることがわかって今、ここで立ち止まり持続可能な農業に切り替えていくことは農業者としての責任だと思います。

ですが、果樹は簡単に樹形を変えられないことや、生産者の生活もあり、夫婦の農業に対する考え方の違いなど、踏み切れない現実が多々…もしかしたら少ない農家が同じような悩みを抱えているかもしれません。

そのような中、「アグロエコロジー」という、環境負荷を減らし土地の生態系を生かした食料生産を目指す運動があることを知ったのは大きな希望です。運動する上で仲間がいるというのは心の支え。その具体的な実践を果樹農家としていかに取り入れていくか、考えるとワクワクします。まずは、一步踏み出すことから。(山口県農民連 海田春水)



ブドウ園で作業をする海田さん

「アグロエコロジー」の運動が大きな希望

暮らしと自然を壊す「基地建設」

種子島の沖合12キロに浮かぶ無人島・馬毛島(鹿児島県西之表市)。

種子島の人びとは、朝な夕なに馬毛島を見て暮らしてきました。絶滅危惧種のマゲシカやウミガメの産卵地があり、その風景の中で多くの人の心を癒やしてきた馬毛島の最高峰

「岳之腰」。基地建設によって削られ、もう元の姿はありません。馬毛島では2023年1月から、島をまるごと巨大軍事基地にする工事が進んでいま

事現場は劣悪な労働環境で事故が相次ぎ、外国人労働者が亡くなる事故も起きています。漁師が、海上タクシー

が降り積もり、自然海岸には桟橋が造られました。マゲシカはやせ細り、工事車両にひかれる例もあります。工場で見ることもなくなり、島の魚をスーパ

り、「反対しにくい空気」がつくられています。「基地建設」という国策は、札束で暮らしと自然を壊し、地域に深刻な分断を生んでいます。「基地建設に依存しない町づくりを」と語っていた西之

表市長は、基地建設への賛否を明言せず、黙認している状態です。日本全体が「戦域」に変えられようとして

いるなか、私たちは馬毛島の軍備強化に反対し続けています。全国の平和を願うみなさんと連携し、共生と平和の道を選びたいと願っています。(西之表支部 橋口美幸)

私のまちですすむ

大軍拡

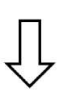
鹿児島・馬毛島

200億円の予算が投じられています。森林がなぎ倒され、砂塵が舞う地表。藻場やサンゴのうえに土砂



馬毛島

2022年9月4日撮影



2024年1月16日撮影



衆議院予算委員会(2024年2月22日、日本共産党田村貴昭)資料より

生活基盤が脅かされる一方で、交付金や経済効果を期待する声もあり

時事・クローズアップ



いのちのとりで裁判の上告審判決後、笑顔で「勝訴」などと書かれた紙を掲げる原告ら(6月27日、東京都千代田区)

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。

当時、安倍首相は「物価の下落を反映する」と説明。2008年と2011年を比べ、消費者物価指数が4・78%下がったというのが理由の一つとされました。この数字は厚

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。

生活保護減額は「違法」との判決

国は速やかな謝罪と補償を

原告側は最高裁判決をふまえて、厚労省に対して生活保護受給者への謝罪や改定前の基準との差額をさかのぼって支給することを求めています。国は速やかに謝罪と救済を行うべきですが、福岡厚労大臣は謝罪せず、今後の対応を検討する会議体を設ける方針を表明。最高裁による違法判断が確定しており、専門家が審議する必要はないはずで、「判決の重みがわかっていない」と原告側は強く抗議しています。

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。

生活保護基準引き下げは、2013年から3年にわたり行われ、受給者の生存に深刻な影響を及ぼしました。厚労省は食費や光熱費など日常生活に不可欠な「生活扶助費」の基準額を平均6・5%、最大で10%引き下げたのです。